

那 霸 市 公 報

号外第 6 7 3 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

監 査 委 員 公 表

平成 1 8 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置について (公表) …… 557

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 6 号

平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日

那 霸 市 監 査 委 員	長 嶺	紀 雄
同	宮 里	善 博
同	大 城	春 吉
同	玉 城	彰

平成 1 8 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置について (公表)

平成 18 年度定期監査 (前期) の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、那 霸 市 長 及 び 那 霸 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 から 通 知 が あ っ た の で、別 添 の と お り 公 表 し ま す。

都 市 計 画 部

都市計画課

(注意事項及び都市計画部共通留意事項)

1 収入調定及び一括収納について(注意事項)

平成 17 年度は、那覇港管理組合に本市職員 18 人を派遣している。派遣職員の給与費等については、出身母体(那覇市、沖縄県、浦添市)の給与支給条件が違うことから、当面の間、各母体で毎月立替支給している。年度終了を待って、その総額が確定した後、出納整理期間中に各母体で一括請求し収納している状況である。

本市の歳入予算(当初)において、第 20 款諸収入第 5 項雑入第 4 目雑入第 8 節土木費雑入で派遣職員人件費の収納分として 1 億 5,350 万 1,000 円計上されているが、収入調定は、出納整理期間中に時間外勤務手当等(3 月分)が最終確定したのち、前年度 3 月 31 日付けで、さかのぼって年間分の調定手続きをしている。この様な出納整理期間に入ってから、調定を行うことについては法律上好ましくない。収入未済額が決算直前まで不明瞭で、当該収入の全体把握も困難となっている。派遣職員の給与費は、市の実質的な立替払いとなっているので、先行拠出している那覇港管理組合負担金(給与費込み)も含めると利息を余分に負担していることになる。結果として、一時借入金の増嵩の一因にもなっているものと思われる。以上の事から、調定の時期、一括収納のあり方について早急に改善されたい。

注意事項に関する措置

派遣職員の給与体制について、出身母体(那覇市、沖縄県、浦添市)及び那覇港管理組合との担当者会議において、管理組合で給与計算、支給が行えるようにシステムを構築していくよう協議を進めております。

当分の間、各四半期ごとの早い時期に請求し収納できるよう調整しております。

2 団体負担金及び団体補助金について(都市計画部の共通留意事項)

交付団体の運営状況について、交付団体の平成 16 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体がかかり見受けられる。

負担金及び補助金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。各課等における見直し等検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

負 担 金 交 付 団 体 決 算 状 況

(単位:円)

団 体 名	平成17年 度予算額 (那覇市)	平 成 16 年 度 決 算 額			収支比 率(%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
港湾都市協議会	24,000	8,969,032	6,441,359	2,527,673	71.8	都市計画課
都市モノレール等 計画自治体協議会	50,000	6,768,319	1,867,730	4,900,589	27.6	都市計画課
全国地区計画推進 協議会	50,000	12,029,678	6,395,058	5,634,620	53.2	都市計画課
(社)全国市街地再 開発協会	80,000	1,214,145,391	799,700,162	414,445,229	65.8	都市再開発課
都市再開発促進協 議会	50,000	19,031,730	11,245,667	7,786,063	59.1	都市再開発課
社団法人土木学会	80,000	1,592,569,000	1,132,069,000	460,500,000	71.1	契約検査室
沖縄県公共工事契 約業務連絡協議会	10,000	1,391,032	779,363	611,669	56.0	契約検査室
沖縄県住居表示事 務連絡協議会	5,000	257,817	157,304	100,513	61.0	区画整理課
沖縄県土地区画整 理研究会	10,000	250,029	102,478	147,551	41.0	区画整理課

収支比率 80%未満の団体

補 助 金 交 付 団 体 決 算 状 況

(単位:円)

団 体 名	平成17年 度予算額 (那覇市)	平 成 16 年 度 決 算 額			収支比 率(%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
牧志・安里地区市街地 再開発準備組合	180,000	819,588	647,577	172,011	79.0	都市再開発課
農連市場地区市街地再 開発準備組合	180,000	663,478	530,112	113,366	79.9	都市再開発課
栄町市場地区市街地再 開発促進協議会	30,000	108,000	78,035	29,965	72.3	都市再開発課
牧志1丁目3番地区再開 発協議会	30,000	240,264	131,105	109,159	54.6	都市再開発課

収支比率 80%未満の団体

都市計画部の共通留意事項に関する措置

団体負担金(港湾都市協議会他2団体)につきましては、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、厳しい財政状況の折、交付団体に対して、負担金等の見直しを含めた適切な団体運営に効率的・効果的な予算執行に留意してまいります。

都市再開発課

(是正、注意及び留意事項)

- 1 繰入金の収入調定、繰出金及び補助金の支出負担行為について (注意事項)
一般会計繰入金の収入調定が年度内に調定されてなく、4 月 11 日に起案し、3 月 31 日に遡及調定され執行している。

都市再開発事業費の繰出金及び市街地再開発事業補助金について、年度内に支出負担行為がなされてなく、それぞれ、4 月 11 日及び 4 月 4 日に起案し、3 月 31 日に遡及し執行している。

これらのことは、地方自治法第 208 条 (会計年度及びその原則) の観点から不適切である。「普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。また、各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。」ことになっている。

予算執行にあたっては、法令を遵守し、有効性・効率的な予算執行に注意されたい。

注意事項に関する措置

年度内に収入調定及び支出負担行為を処理し、適正な予算執行に努めます。

- 2 市街地再開発事業補助金の在り方について (是正事項)

市街地再開発事業補助金 (那覇市牧志・安里地区市街地再開発準備組合他 4 団体) については、補助金のほか、負担金 (会員会費) を交付している。また、理事会及び総会等開催のための会場使用料や通信運搬費を、都市再開発課で負担している。

会場使用料については、市街地再開発準備組合等が年間分まとめ立替後に都市再開発課へ請求し執行していることは不適切である。那覇市会計規則第 44 条 (支出の原則) によれば、「支出は債務が確定し、支払期限が到達した後において、債権者のために行うことを原則とする。」となっている。

那覇市再開発促進事業助成金交付要綱第 3 条 (助成額と助成金の対象経費) の規定によれば、事業活動及び団体運営に要する経費等となっているので、会場使用料及び会議開催のための通信運搬費等も補助対象経費となっている。

補助金交付にあたっては、那覇市補助金等交付規則及び那覇市再開発促進事業助成金交付要綱等を遵守し、会場使用料及び通信運搬費も補助金へ包含するなど、有効性・効率性を基本とした予算の執行に是正されたい。

是正事項に関する措置

平成 19 年度から会場使用料及び通信運搬費 (切手代) も補助金へ包括するよう是正いたします。

- 3 団体負担金及び団体補助金について (留意事項)

各種団体に負担金及び補助金を交付している。これは、都市計画課の「6 (2) 団体負担金及び団体補助金について (都市計画部の共通留意事項) 」と共通内容の留意事項である。(都市再開発課分を参照)

留意事項に関する措置

団体負担金・補助金につきましては、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、厳しい財政状況の折、交付団体に対して、負担金等の見直しを含めた適切な団体運営に効率的・効果的な予算執行に留意してまいります。

契約検査室

(留意事項)

1 団体負担金について(留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、都市計画課の「6(2)団体負担金及び団体補助金について(都市計画部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(契約検査室分を参照)

都市計画部の共通留意事項に関する措置

社団法人土木学会の負担金について、市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の負担金につきましては、当該団体の事業目的、事業内容等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の見直しや効率的・効果的な予算執行に留意してまいります。

沖縄県公共工事契約業務連絡協議会の負担金について、当該協議会の負担金については、平成18年度より協議会規約の改正により、年会費10,000円から年会費8,000円へと負担金の見直しがなされております。今後とも当該協議会の事業目的、事業内容、経費等を十分検証し、効率的・効果的な予算執行に留意してまいります。

区画整理課

(注意、留意及び検討事項)

1 都市計画債の収入調定について(検討事項)

土地区画整理事業債(3,030万円)、臨時地方道路整備事業債(9億2,250万円)、市町村振興資金(6,750万円)、財源対策債等(区画)(2,520万円)、一般単独その他(その他、区画)(4億5,220万円)について、借入先等が決まらないため、平成18年3月31日現在、収入調定の手続きがなされていない。

地方自治法施行令第154条(歳入の調定及び納入の通知)によると、調定行為は、地方公共団体が歳入を収入時に行う、歳入の原因となる権利内容を調査し決定するいわゆる内部意思決定である。当該歳入については、地方自治法第208条(会計年度及びその独立の原則)に則り、調定する必要がある。

従って、起債の交付決定(許可)が年度末を過ぎてから通知があり、出納整理期間中に収納される予定といえども、平成18年3月31日までに起債許可等により歳入の調定をしなければ法的には平成18年度収入になる。

年度内に起債許可及び調定が行えるよう関係機関及び関係課等の調整を図りながら、予算執行に当たっては、法令を遵守し適正な予算執行を検討されたい。

検討事項に関する措置

指摘を受けた都市計画債については、いずれも出納整理期間中の5月中旬から5月下旬にかけて収納済みであり、調定日は平成18年3月31日となっております。起債の交付決定通知につきましては年度末までに通知を受けることが可能か否かについて、市財政課の指導を受けながら自治省・県市町村課等と調整を図り、適正な予算執行に努めます。

2 清算徴収金の収入未済額の繰越し手続きについて（注意事項）

収入未済額の繰越しについて、那覇市会計規則第41条（収入未済額の繰越し）の規定により翌年度の調定に繰り越さなければならないことになっているが、次の3事業について、平成18年3月31日現在その手続きがなされていないことは、予算執行上不適切である。

寄宮地区清算徴収金（滞納繰越分） 173万8,177円

真嘉比古島第一地区清算徴収金（滞納繰越分） 4,945万466円

壺川清算徴収金（滞納繰越分） 740万1,881円

予算執行に当たっては、那覇市会計規則を遵守し適正な予算執行に注意されたい。

注意事項に関する措置

清算徴収金の収入調定のあり方について、平成17年度の調定に繰り越し手続きを行い適正に処理いたしました。

3 清算徴収金の収入調定のあり方について（注意事項）

清算徴収金については、事前調定が原則である。しかし、地権者の経済的理由等により分割納付や納付期間の延長等があり、納付通知書と月々の納付金額に変動が生じるため、調定額より収入済額が多い。

地方自治法第231条（歳入の収入の方法）規定により、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」ことになっている。調定は、その性質上、納入通知の前に行われる行為で、少なくとも歳入金の収納前に行われることが原則である。

予算執行に当たっては、法令等を遵守し適正な予算執行に注意されたい。

注意事項に関する措置

清算徴収金の収入調定につきましては、納入義務者に納入の通知をする前に調定を行うよう是正いたします。

4 モノレール回数券の執行管理について（注意事項）

モノレール回数券（200円）について、平成17年度中に都市再開発課から31枚受入れ、20枚の払い出しがある。残り11枚について、期間超過（6ヶ月）により失効となっていることについては、物品管理上不適切である。

予算の効率的・効果的な観点から、那覇市物品会計事務取扱要綱第13条（物品の管理）の規定を遵守し、モノレール回数券等在庫物品の適正管理に注意されたい。

注意事項に関する措置

モノレール回数券の管理につきましては、監査の指摘以降、毎週ごとに在庫物品の確認を行っています。今後は本市物品会計事務取扱要綱第 13 条（物品の管理）の規定を遵守して適正な管理に努めます。

5 団体負担金について（留意事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、都市計画課の「6（2）団体負担金及び団体補助金について（都市計画部の共通留意事項）」と共通内容の留意事項である。（区画整理課分を参照）

留意事項に関する措置

沖縄県土地区画整理研究会は平成 16 年度決算における収支比率が 41.0%と低い状況であるので、講習会や勉強会等の開催回数等団体運営の在り方及び負担金見直し等を当該研究会の総会等に提言し、効率的・効果的な予算執行に努めます。

真嘉比古島区画整理事務所

（注意及び留意事項）

1 事務所及び仮安置所の機械警備について（留意事項）

真嘉比古島区画整理事務所及び仮安置所の警備については、随意契約の範囲内とのことで、見積り合わせによりそれぞれ個別に同一業者と随意契約をしている。機械警備については、初期投資（配線工事等）の関連で、債務負担行為（3年～5年）を設定し、競争入札を行うことが一般的である。事務所及び仮安置所を随意契約するのではなく、競争入札に付するなど留意されたい。

留意事項に関する措置

真嘉比古島区画整理事務所及び仮安置所の警備につきましては、平成 19 年度当初予算で3年間の債務負担行為を設定し、競争入札制度を活用するよう留意します。

2 切手等の保管状況について（注意事項）

切手等の保管状況について確認した結果、切手の 10 円（6 枚）、80 円（1 枚）、100 円（55 枚）、120 円（1 枚）、200 円（5 枚）帳簿残高と現品保有高が一致していない。また、モノレール 200 円回数券（4 枚）も帳簿残高と現品が一致していない。

予算を効率的・効果的に執行する観点から、那覇市物品会計事務取扱要綱第 13 条（物品の管理）の規定を遵守し、切手及びモノレール回数券等の在庫物品の適正管理に注意されたい。

注意事項に関する措置

切手及びモノレール回数券の管理につきましては、監査の指摘以降毎週ごとに在庫物品の確認を行っています。今後は本市物品会計事務取扱要綱第 13 条（物品の管理）の規定を遵守して適正な管理に努めます。

建設管理部

道路管理室

(注意及び検討事項並びに建設管理部共通是正及び留意事項)

1 支出負担行為について(注意事項)

支出予算の執行手続きについて、道路ボランティア看板(サインボード)作成に関する手数料の予算額が22万210円に対し、平成18年3月31日現在、支出負担行為額が1万210円、執行率が4.6%と低くなっているが、これは、支出負担行為の手続き漏れがあったためであり、3月30日付けで遡って支出負担行為をしている。

支出負担行為として整理する時期については、那覇市予算決算規則を遵守し、その時期を失することのないように注意されたい。

注意事項に関する措置

今後はこのようなことがないように支出予算の執行手続きについては、那覇市予算決算規則を遵守し、支出負担行為として整理する時期を失しないよう努めております。

2 未買収道路用地取得事業債の収入調定について(検討事項)

未買収道路用地取得事業債の、合計2億1,900万円が3月31日現在、収入調定がなされていない。地方自治法施行令第154条(歳入の調定及び納入の通知)によると、調定行為は、地方公共団体が歳入を収入時に行う、歳入の原因となる権利内容を調査し決定する、いわゆる内部意思決定である。当該歳入については、地方自治法第208条(会計年度及びその独立の原則)に則り、調定する必要がある。

従って、起債の交付決定(許可)が年度末を過ぎてから通知があり、出納整理期間中に収納される予定といえども、平成18年3月31日までに起債許可等により歳入の調定をしなければ法的には平成18年度収入になる。

年度内に起債許可及び調定が行えるよう関係機関及び関係課等の調整を図りながら、予算執行に当たっては、法令を遵守し適正な予算執行を検討されたい。

検討事項に関する措置

年度内に起債許可及び調定が行えるよう関係機関及び関係課等と調整を行っていきます。

3 「社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」との随意契約について(建設管理部の共通是正事項)

道路管理室はつぶれ地調査測量業務、つぶれ地路線登記申請業務を円滑に進めるため、社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約をしている。平成17年度に同協会と契約した業務委託数は9件で、支払った委託料は467万8,550円である。

随意契約の根拠として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当するものとして、次の2点を挙げている。

社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（公嘱協会）は土地家屋調査士法第 63 条、民法第 34 条によって設立された公益法人であり、平成 9 年 10 月 7 日付け総第 1059 号「公共嘱託登記協会の活動の推進について」で那覇地方法務局長から那覇市長あて依頼がある。

登記申請業務の処理等に関する損害は、公嘱協会が損害賠償責任保証制度を導入し発注者への損害補償にも対応している。

当該業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」には該当しないものと思われ、むしろ、競争原理に基づく競争入札の方法による契約をすべきであるものと思料される。他府県においては、随意契約を見直し、競争入札を取り入れる自治体もある。なお、平成 18 年 3 月 31 日現在、沖縄県土地家屋調査士協会の調査士は 201 人で、その内、公嘱協会の会員は 119 人となっている。

については今後このような契約については随意契約せずに、競争入札で行うなど、適切な予算執行に努めていただきたい。

是正事項に関する措置

現在関係課で調整を行っており、随意契約の見直し及び、競争入札の導入について、検討を行っていきたいと考えています。

4 団体負担金について（建設管理部の共通留意事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 16 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。

各課等における見直し等検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

交 付 団 体 決 算 状 況

（単位：円）

団 体 名	平成17年 度予算額 (那覇市)	平 成 1 6 年 度 決 算 額			収支比 率(%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
那覇空港自動車道 促進期成会	30,000	2,272,194	1,417,832	854,362	62.4	道路管理室
沖縄国道協会	40,000	1,240,434	966,277	274,157	77.9	道路管理室
全国街路事業促進 協議会	50,000	41,941,614	24,423,689	17,517,925	58.2	道路建設課
歴史的地区環境整 備街路事業推進協 議会事務局	50,000	6,167,033	4,345,953	1,821,080	70.5	道路建設課
沖縄地区官公署等 登記事件処理対策 協議会	15,000	1,420,045	1,014,867	405,178	71.5	道路建設課

道路整備促進期成 同盟会沖縄県地方 連絡協議会	265,000	11,881,630	8,966,535	2,915,065	75.5	道路建設課
全国ハープサミッ ト連絡協議会	10,000	2,288,551	161,341	2,127,210	7.0	花とみどり課

収支比率 80%未満の団体

留意事項に関する措置

当該団体に確認したところ、翌年度への繰越が生じる原因は、各会員からの会費の納入が6月頃となり、会計年度が4月から翌年3月であることから、4月から6月の間経費相当分を繰り越して執行しているとのことです。

負担金については、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、効率的・効果的な予算執行を行っていききたいと思います。

公園管理室

(是正及び注意事項)

1 滞納繰越分の調定事務について(是正事項)

収入調定事務は、那覇市会計規則第20条(調定)の規定では、「課長は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類に基づいて地方自治法施行令第154条第1項の規定による調査をし、その調査事項が適正であると認めるときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」となっているが、納骨堂使用料の滞納繰越分の72万7,530円の調定額を見ると、本件は、過年度において発生したものであるが、その時点においては調定がなされていないので、滞納繰越分としてではなく、現年度分の納骨堂使用料として調定すべきであった。

滞納繰越分は、過年度に調定をし、その調定額に対し、その年度で収入未済額が発生した場合に翌年度に滞納繰越分として調定すべきものである。

納骨堂の使用更新に当たっては、正確に使用者を把握せずに事務手続きがなされている嫌いがあり、そのため、本件のような不適切な滞納繰越分の調定となっているので、発生した年度、納入義務者を的確に把握することにより、調定事務を是正されたい。

是正事項に関する措置

指摘事項については平成17年度から是正しております。

平成17年度、納骨堂使用の更新対象者すべてに調定を行っており、その中で、収入未済額が発生しましたので、平成18年度に滞納繰越分として調定を行っています。

2 歳入執行事務について(注意事項)

公園内売店光熱水費実費徴収金(滞納繰越分)の調定額が1万5,551円となっているが、平成16年度決算では、公園内売店光熱水費実費徴収金は、現年度分、滞納繰越分とも未収額は発生していない。

これは、平成15年5月1日に納入通知をし、平成17年4月22日に収入をし

ているものであり、従って、平成 16 年度に未収額が 1 万 5,551 円あるにもかかわらず、平成 16 年度決算で未収額が発生していないとしていることは誤りである。今後、正確な歳入執行事務に努められたい。

注意事項に関する措置

歳入管理について、今後この様な誤りが無いよう、より一層注意を払い、正確な歳入執行事務に努めていきます。

市営住宅室

(是正、注意及び留意事項)

1 市営住宅小修繕について(留意事項)

「宇栄原市営住宅共聴施設修理 他 824 件」「つまり・汚水管内清掃他 59 件」「樹木せん定業務」などの緊急修繕については、市営住宅室で運用している「那覇市営住宅小修繕(緊急修繕)工事発注取扱要領」及び同室で定めた「単価表」に基づき随意契約している。

この要領第 2 条「小修繕とは、建築、電気、給排水、つまり抜き清掃などで、緊急に修繕しなければ入居者の日常生活に不便を与え、又は危険性のあるもので、1 件当たり 40 万円以下の修繕工事とする」に則り、該当する修繕工事を実施している。

市営住宅の老朽化に伴い、平成 17 年度中に 16 団地で 694 箇所の剥離・剥落箇所を修繕した。緊急修繕を行うための予算執行伺書(起案)には「工事名」「請負者」「修繕金額」「工期」は記載されているが、緊急修繕の具体的な必要性は明記されてない。

については、「那覇市営住宅小修繕(緊急修繕)工事発注取扱要領」に基づき実施する工事については、起案の中で具体的に工事箇所、その必要性を詳細に明記するとともに適切な予算執行に留意されたい。

留意事項に関する措置

市営住宅小修繕について、今後は、起案の中で具体的に工事箇所(例えば棟番号・部屋番号等)その必要性(例えば「入居者の日常生活に不便を与え」や「危険性のあるもの」等)を詳細に明記します。

2 若狭・小禄市営住宅隔測メーター改修工事について(注意事項)

若狭・小禄市営住宅隔測メーター改修工事は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用して、市内登録業者 2 社から見積書を提出させ、その内の 1 社と 332 万 8,500 円で契約・施工している。

市の登録業者として 2 業者が登録されていることから、このような工事については安易に随意契約せずに、競争入札で行うよう注意されたい。

注意事項に関する措置

若狭・小禄市営住宅隔測メーター改修工事について、契約担当部署の指導に従い、透明性の確保及び費用の節減に努めてまいります。

3 石嶺市営住宅の老朽化対策工事について (注意事項)

石嶺市営住宅内の4室の鉄骨補強工事は、那覇市契約規則第21条第1項表1号の規定を適用し、3業者から見積書を徴取し随意契約した。契約内容は請負代金として126万円、工期を平成17年7月7日から同月25日として平成17年7月7日に締結。同工事中に同棟に隣接した4室の住人からベランダコンクリートの剥離による危険性があるので安全対策のため工事を行ってほしいとの申し出があり、同様な手続きの上、同じ請負者と平成17年7月27日に随意契約した。その契約内容は請負代金として同額の126万円、工期は平成17年7月27日から8月8日となっている。

工事を行うに当たっては十分に事前調査の上、まとめて工事に着手すれば、費用の節減・工期の短縮が図れたものと思料される。

老朽化対策工事を実施するに当たっては、事前に十分な調査を行い費用の軽減、工期の短縮に注意されたい。

注意事項に関する措置

石嶺市営住宅の老朽化対策工事について、今後、老朽化対策については、見落としのないように十分な事前調査を行い、費用の節減と工期の短縮を図るように努力します。

4 市営住宅の無許可増築について (是正事項)

平成16年度の指摘事項の中で「注意事項」として、入居者による無許可の増築について指摘した。これは那覇市若松市営住宅及び那覇市樋川市営住宅のベランダを部屋等に増築している箇所があり、平成13年度の消防設備点検においてもこのことが消防法に適合していない旨を指摘されたが、入居者は改善に応じてないという。また、市営住宅の増改築については、那覇市営住宅条例第28条第1項に「入居者は、公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。」との規定があるが市は、増改築を認めてない。平成18年3月31日現在、無許可で増築している市営住宅は4団地73戸ある。

市営住宅室ではこのような入居者に対し平成17年6月2日付けで撤去要請した。しかし、今日に至るまで撤去されてなく、今後とも撤去に向けた指導をしていきたいとのことである。

このまま放置すると消防法、市営住宅条例の関係規定に抵触するばかりでなく、他の入居者や近隣住民に絶えず火災等の不安を与え、もし、火災が発生した場合、市は入居者の危険を承知の上で放置してきたとのそしりをまぬかれない。

以上のことから、無許可の増築部分の原状回復に努めるとともに、市民の生命、財産の保護の立場から建物の適正な管理に努めるよう是正されたい。

市営住宅無許可増築実態調査

市 営 住 宅 名	管理戸数 (戸)	住宅数 (戸)	増 改 築 の 状 況
那覇市若松市営住宅	92	49	ベランダに部屋を増築(49戸)
那覇市樋川市営住宅	45	6	ベランダに部屋を増築(6戸)
那覇市真地市営住宅	400	5	ベランダに部屋を増築(4戸)・ ベランダに倉庫を増築(1戸)
那覇市若狭市営住宅	240	13	ベランダに部屋を増築(1戸)・ ベランダの庇を増築(12戸)
合 計	777戸	73戸	

(市営住宅室からの報告 平成 18 年 3 月 31 日現在)

是正事項に関する措置

市営住宅の無許可増築について、今後も引き続き、通知文や電話による指導を行っていき、指導に応じない入居者に対しては増改築等の行為が火災等の被害拡大につながることを説明し、撤去を促していきます。

道路建設課

(是正、留意及び検討事項)

1 都市計画債等の収入調定について(検討事項)

交通方法変更記念特別事業資金(730万円)、道路整備事業(一般公共)(1,500万円)、地域活性化事業債(1,800万円)、都市計画街路事業債(2億5,240万円)、交通方法変更記念特別事業資金(1,800万円)について、借入先等が決まらないため、平成18年3月31日現在、収入調定の手続きがなされていない。

地方自治法施行令第154条(歳入の調定及び納入の通知)によると、調定行為は、地方公共団体が歳入を収入時に行う、歳入の原因となる権利内容を調査し決定するいわゆる内部意思決定である。当該歳入については、地方自治法第208条(会計年度及びその独立の原則)に則り、調定する必要がある。

従って、起債の交付決定(許可)が年度末を過ぎてから通知があり、出納整理期間中に収納される予定といえども、平成18年3月31日までに起債許可等により歳入の調定をしなければ法的には平成18年度収入になる。

年度内に起債許可及び調定が行えるよう関係機関及び関係課等の調整を図りながら、予算執行に当たっては、法令を遵守し適正な予算執行を検討されたい。

検討事項に関する措置

年度内に起債許可及び調定が行えるよう関係機関及び関係課等と調整を行っていきます。

2 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との随意契約について(是正事項)

道路建設課は公共用地取得事業を円滑に進めるため、社団法人沖縄県公共嘱託

登記土地家屋調査士協会理事長と単価契約を随意契約で締結している。平成 17 年度に同協会と契約した事業数は予算を繰り越したものを含め 16 事業で、支払った委託料は 1,191 万 8,367 円である。

これは、道路管理室の「6 (3) 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との随意契約について」と共通内容の是正事項である。

是正事項に関する措置

現在関係課で調整を行っており、随意契約の見直し及び、競争入札の導入について、検討を行っていきたいと考えています。

3 団体負担金について (留意事項)

全国街路事業促進協議会、歴史的地区環境整備街路事業推進協議会、沖縄地区官公署等登記事件処理対策協議会、道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会に負担金を交付している。これは、道路管理室の「6 (4) 団体負担金について (建設管理部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(道路建設課分を参照)

留意事項に関する措置

当該団体に確認したところ、翌年度への繰越が生じる原因は、各会員からの会費の納入が6月頃となり、会計年度が4月から翌年3月であることから、4月から6月の間経費相当分を繰り越して執行しているとのことです。

負担金については、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、効率的・効果的な予算執行を行っていきたいと思います。

花とみどり課

(指摘、是正、注意及び留意事項)

1 那覇埠頭前緑地の不法占拠について (指摘事項)

那覇埠頭前緑地の 2,200.6 m²不法占拠については、これまでも決算審査や定期監査等で指摘がなされたところである。前回の定期監査 (平成 16 年度前期定期監査) では「今後の対応として、早めに占拠者の資産状況、課税の調査、確認等の整理が必要で法的措置をとるべきである」と指摘したが、占拠者の資産状況、課税の調査、確認等の整理については、平成 17 年度に行ったとのことであるが、法的措置については、進展していない状況であるので早急に改善されたい。

指摘事項に関する措置

当該地内の建物などについては、戦後混乱時の軍用地開放における占有の経緯や時間的経過状況などを勘案すると、都市計画事業 (公園事業) により解決を図っていかざるを得ないと考えています。そのことから国庫補助事業について関係機関と調整しながら早期に事業採択がなされるよう取り組んでいきたいと考えています。

2 支出負担行為について (注意事項)

下記の業務について、支出負担行為が年度を越えて行い、それぞれの契約日に

遑ってなされていることは、予算執行のあり方としては、適切ではないので、那覇市予算決算規則を遵守し、適正な予算執行に努められたい。

記

事 業 名	契 約 日	支出負担行為をした日
松山公園実施設計修正業務委託	平成 17 年 11 月 1 日	平成 18 年 4 月 6 日
無縁墳墓等に係る業務委託	平成 17 年 12 月 13 日	平成 18 年 4 月 7 日
森口公園予定地維持管理委託	平成 18 年 2 月 20 日	平成 18 年 4 月 6 日

注意事項に関する措置

支出負担行為について、今後適正な予算執行を徹底していきたいと考えています。

3 財産管理について (注意事項)

平成 16 年度に取得・登記した大石公園外 8 公園の公園用地 (17 筆・6,042.91 m²) 及び平成 17 年度に取得・登記した末吉公園外 9 公園 (17 筆・8,223.25 m²) の行政財産が、総務部長に通知してないために管財課の土地一覧表に記載されていない。このことは、決算書の財産に関する調書にも記載されず、那覇市全体の財産の把握がなされていないことにもなるので、那覇市公有財産規則第 11 条 (財産の取得通知) の規定に基づき早急に総務部長に通知すべきである。

注意事項に関する措置

財産管理について、平成 18 年 6 月 7 日付けで、総務部長に公有財産取得通知を行いました。

4 備品管理について (注意事項)

備品管理については、主管課のシールが貼られていない状況なので、早急に那覇市物品会計規則に基づいた適正な事務処理に努められたい。

注意事項に関する措置

備品管理について、公園緑地課から花とみどり課と公園管理室に分離したことにより、現在の主管課のシールが貼られていませんでした。現在、整理を行っています。

5 団体負担金について (留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは道路管理室の「6 (1) 団体負担金及び団体補助金について (建設管理部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(花とみどり課分を参照)

留意事項に関する措置

負担金については、当該団体の事業目的、事業内容、経費などを当該団体の会則及び決算などで十分検証し、効率的・効果的な予算の執行を行っていきたいと考えています。

6 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との随意契約について（是正事項）

花とみどり課は公園用地取得事業を円滑に進めるため、社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長と単価契約を随意契約で締結している。平成17年度に同協会と契約した事業数は9事業で、支払った委託料は347万7,000円である。これは、道路管理室の「6 是正事項（3）社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との随意契約について」と共通内容の是正事項である。

是正事項に関する措置

随意契約の見直し及び競争入札の導入については、先進事例調査などを実施し、関係課で調整、検討を行っていきたいと考えています。

建築工事課

（検討事項）

1 市営住宅建替事業債の収入調定について（検討事項）

市営住宅建替事業債（1億950万円）について、借入先等が決まらないため、平成18年3月31日現在、収入調定の手続きがなされていない。

地方自治法施行令第154条（歳入の調定及び納入の通知）によると、調定行為は、地方公共団体が歳入を収入時に行う、歳入の原因となる権利内容を調査し決定するいわゆる内部意思決定である。当該歳入については、地方自治法第208条（会計年度及びその独立の原則）に則り、調定する必要がある。従って、起債の交付決定（許可）が年度末を過ぎてから通知があり、出納整理期間中に収納される予定といえども、平成18年3月31日までに起債許可等により歳入の調定をしなければ法的には平成18年度収入になる。

年度内に起債許可及び調定が行えるよう関係機関及び関係課等の調整を図りながら、予算執行に当たっては、法令を遵守し適正な予算執行を検討されたい。

検討事項に関する措置

年度内に起債許可及び調定が行えるよう関係機関及び関係課と調整を図りま

す。

消 防 本 部

総務課

(留意及び注意事項)

1 需用費(修繕料)の契約状況について(留意事項)

消防自動車定期点検について、地方自治法施行令第167条の2第1項の2号関係(特殊な技術、機器等を必要とするもので、特定のものと契約しなければ契約の目的を達成できない。)に該当するとして、主に車両を購入したディーラーへ随意契約より実施されている。車両の定期点検整備は購入したディーラー以外でも可能な特殊な技術を要しない業務であり、見積書の徴取及び予定価格の設定を省略することは出来ない。合理的な理由もなく1社のみのお見積りによる契約を締結することなく、契約規則を遵守し競争の理念に基づき最も有利な価格で見積もりをした者と契約することに努められたい。

留意事項に関する措置

需用費(修繕料)の契約状況について、火災等の災害時に出勤する特殊車両は、住民の生命・身体及び財産を災害等から防除し、被害を軽減するための不可欠で重要な資機材であり、常に適正かつ迅速に活動できる状態を保つ必要があります。定期点検においても必要以上に時間をかけることなく、迅速、確実に実施する必要があります。車両の特性・機能等について熟知し、車両の履歴等を保管している業者で実施することが、安全性の確保等の面から適当であると判断し、車両の購入先であるディーラーに依頼してきたところであります。

指摘の件については、他市の状況等及び市内における特殊車両の定期点検実施可能な業者の把握等について十分に調査検討し、迅速で安全確実に実施できるものについては、実施に向けて取り組んでいきたいと思っております。

連絡車等その他車両については、複数の業者から見積書を徴し業者を決定し点検を依頼しているところであり、今後とも契約規則を遵守し、競争原理に基づき最も有利な価格を提示した業者と契約するよう努めていきたいと思っております。

2 備品台帳の整理について(注意事項)

備品は那覇市物品会計規則により備品台帳と現物が一致しなければならないが、管理換えされていない物品、所在が不明となっている物品等について適切に処理されていないものが見受けられた。物品は常に良好な状態で保管し、その物品が消耗及びき損により使用不能又は不用になった場合は、物品出納通知書により物品出納員に通知しなければならないが、すでに廃棄されているにもかかわらず備品台帳に記載されたままになっているものが見受けられた。また、遊休備品については有効活用を図るため、全庁掲示板に設置されている「余剰物品」コーナーに遊休備品を登録する等、早急に物品会計規則に基づいた適正な事務処理に努められたい。

注意事項に関する措置

台帳と現物が一致しない備品、管理換えされていない物品、所在が不明となっている物品等及び廃棄されているにもかかわらず物品台帳に記載されたままになっている物については、速やかに調査し早急に適正処理に取り組みます。また、

遊休備品が発生した場合は、「余剰物品」コーナーに遊休備品登録し、那覇市物品会計規則に基づいた適正な事務処理に努めていきたいと思いを。

3 団体負担金及び分担金について（留意事項）

負担金及び分担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 16 年度決算書等で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰り越している団体が見受けられる。

負担金及び交付金は、交付額の多寡に係わらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容及び経費を当該団体の会則及び決算等で十分な検証を行い、団体運営のあり方及び交付金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に努められたい。なお、消防本部における見直し等検討を要する団体の決算状況は以下のとおりである。

交 付 団 体 決 算 状 況

(単位：円)

団 体 名	平成17年度予算額 (那覇市)	平成 16 年 度 決 算 額			収支比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
平成17年度沖縄県電波協力会	20,000	2,509,997	1,513,181	996,816	60.3	消防本部総務課
平成17年度沖縄気象災害防止協議会	15,750	1,229,262	772,990	456,272	62.9	消防本部総務課
平成17年度沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会	73,000	14,631,051	11,642,208	2,988,843	79.6	消防本部総務課

収支比率 80%未満の団体

留意事項に関する措置

団体負担金及び分担金について、指摘のあった団体、沖縄県電波協力会・沖縄気象災害防止協議会・沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会については、当該団体の運営委員会等の場で提言し協議してみたいと思いを。

選 挙 管 理 委 員 会

選挙管理委員会事務局

(留意及び努力事項)

1 雇用保険料について（留意事項）

雇用保険料（事業主と個人負担分を併せた保険料）は年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上精算するという方法で、毎年5月に歳出予算から支払っている。臨時職員の賃金から徴収する個人負担分の雇用保険料については、歳入予算の雑入（雇用保険料個人負担分）として計上されてなく、臨時職員から徴収後調定している。

地方自治法第 210 条（総計予算主義の原則）は、収入、支出ともその予定額の金額をそれぞれ歳入予算、歳出予算に計上しなければならないと規定しており、

適切な予算編成に努められたい。

留意事項に関する措置

平成 18 年度の歳入については、当初予算から第 2 節総務費雑入の雇用保険料個人負担分を計上しています。

2 啓発事業の委託費について (努力事項)

市議会議員選挙における投票率の低下防止の啓発事業 (169 万 2,810 円) として、投票率の特に低い若年者への投票呼びかけ等のイベントを実施したが、投票率低下の歯止めにはならず、その企画の目的である若年者の投票率アップにも繋がらなかった。今回の委託契約の方法としては、プロポーザル方式で局内選考し、審査して決定しているが、実施後の検証・評価がされてない。しかし、啓発事業は重要であり、継続的な取り組みが必要とされる事から、今回の委託契約について、十分な検証・評価を行い、選考委員会のあり方等広く外部の意見を取り入れた見直しで、効率的・効果的な予算執行に努められたい。

努力事項に関する措置

啓発事業の委託契約については、今後外部選考委員もプロポーザル方式の審査に加えていき、また、事業実施後の検証及び評価も実施していきたいと考えております。

3 負担金、分担金の交付について (留意事項)

負担金及び分担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 16 年度決算書等で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰り越している団体が見受けられる。

負担金及び交付金は、交付額の多寡に係わらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容及び経費を当該団体の会則及び決算等で十分な検証を行い、団体運営のあり方及び交付金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に努められたい。なお、選挙管理委員会事務局における見直し等、検討を要する団体の決算状況は以下のとおりである。

交 付 団 体 決 算 状 況

(単位：円)

団 体 名	平成17年度予算額 (那覇市)	平成 16 年 度 決 算 額			収支比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
沖縄県都市選挙管理委員会連合会負担金	76,100	360,481	225,792	134,689	62.6	選挙管理委員会事務局
九州都市選挙管理委員会連合会負担金	8,000	1,385,180	634,721	750,459	45.8	選挙管理委員会事務局
全国市区選挙管理委員会連合会分担金	71,000	60,331,878	47,104,194	13,227,684	78.0	選挙管理委員会事務局

留意事項に関する措置

負担金及び分担金については、今後各団体に団体運営のあり方及び交付金見直しを含めた効率的・効果的な予算執行を実施するよう要請してまいります。